

白岡市参画と協働のまちづくり審議会条例(抜粋)

(所掌事項)

第2条 審議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 条例第20条の規定による検証に関する事。
- (2) 市政における参画と協働のまちづくりの推進に関する事。
- (3) 市民活動に関する情報を収集し、又は発信する場所の検討に関する事。

【説明】

1 ここでは、本審議会が所掌する事項を規定しています。

2 第1号では、自治基本条例第20条の規定による検証を定めています。

これは、自治基本条例の施行後4年を超えない期間ごとに、同条例に規定されている自治のあり方を検証するもので、具体的には、自治基本条例の内容がその時代や社会情勢の変化に即したものであるか、また、市民の市政への参画や市と市民との協働などが実際の施策や事務事業の中で推進されているかについて検証するものです。

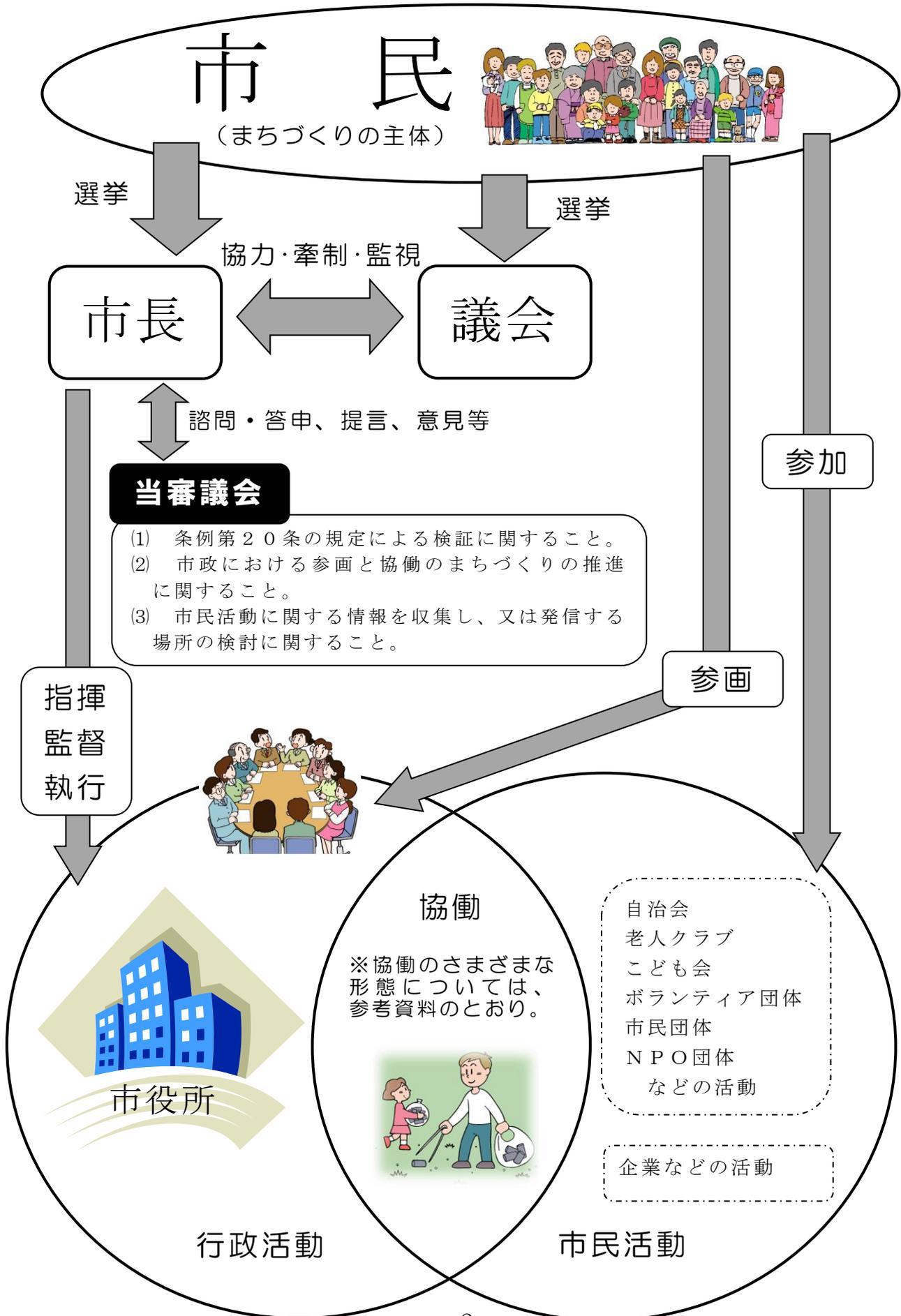
3 第2号では、参画と協働のまちづくりの推進に関する事と定めています。

これは、市が実施する参画と協働のまちづくりに関する施策に対し、意見等をするものです。

4 第3号では、市民活動に関する情報を収集し、又は発信する場所の検討に関する事と定めています。

これは、参画と協働に関して、市民同士が情報交換するとともに、市民活動団体などが情報発信できる場所について、長期展開も含め、意見等をするものです。

当審議会の役割（概念図）



「白岡町住民協働の指針」から抜粋（平成19年8月策定）

1 住民協働の領域

町民と行政とのかかわり方は、下の表のように町民の考えと責任で独自に行うものから、行政の決定と責任で行うものまで、6つの領域が考えられます。

このうち、町民と行政との協働を進める領域は、②～⑤の4つを基本と考えます。

取組領域	具体例	行政の関与形態
①専ら民間の自己責任の活動領域	宗教・特定の価値観の普及等	不介入
②主に民間の自主的活動領域	問題発見、提案、新規サービス開発等	補助／融資等の支援
③民間・行政混在領域	各種公共サービスの実施等	実施／委託／補助／競合
④公共財産・公共サービスの提供領域	道路・河川管理、(郵便)等	実施／委託／補助／競合
⑤基本的人権の保障領域	福祉、義務教育、安全保障等	実施／委託／補助／競合
⑥行政権の行使・活動領域	許認可、課税、刑の執行・身柄拘束等	独占実施

〈民間の領域〉

〈行政の領域〉



①専ら民間の自己責任の活動領域	②主に民間の自主的活動領域	③民間・行政混在領域	④公共財産・公共サービスの提供領域	⑤基本的人権の保障領域	⑥行政権の行使・活動領域
-----------------	---------------	------------	-------------------	-------------	--------------

 …行政のかかわり度合い